

シェアリング車両賃貸借プロポーザル企画提案審査基準

1 基本的な考え方

提案書の審査にあたっては、「シェアリング車両賃貸借要求水準書」、「シェアリング車両賃貸借プロポーザル募集要項」等の関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションでの説明、ヒアリングから各応募者の審査項目について、審査し、受託候補者の順位付けを行うものとする。

2 審査項目・審査基準・配点

審査は、100点を満点とし、次のように審査項目別に配点する。

審査項目	審査基準	配点
①業務の実施体制	会社としての本業務を実施するにあたっての体制について審査する。 ① 業務遂行にあたり適した実施体制が確保されているか。	20点
②業務の実績	本業務を安定的に実施し得る実績を有しているか審査する。 ① 本業務を遂行するに足るカーシェアリングサービスシステム等構築実績を有しているか。	10点
③業務に対する基本的な考え方	本業務を請け負うにあたっての基本的な考え方を審査する。 ① 賃貸借の目的達成や適正な執行が期待し得る基本的な考え方が示されているか。	10点
④企画提案の内容	具体的な企画提案の内容を審査する。 ① 要求水準書を踏まえた具体的な提案がなされているか。 ② 要求水準書記載の内容が漏れなく達成されているか。 ③ 発注者や一般利用者にとって使いやすいものとなっているか。 ④ 車両の維持管理は適切な提案がなされているか。	40点
⑤工程計画	工程を検証し、業務実施に支障はないか審査する。 ① 車両運用開始日まで確実に履行できるスケジュールとなっているか。 ② 車両の維持管理は業務実施に支障のないスケジュールとなっているか。	10点
⑥コストの考え方	仕様に沿った価格が提示され、業務実施に支障はないか審査する。 ① 仕様に沿った価格提示がなされているか。	10点
合計		100点

3 評価点数

評価の際には、各審査項目の審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。評価の際には、「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているか

を判断するものとする。

なお、各審査項目の配点の内訳としては、審査基準（例：①、②等）毎に、5点、10点または20点が配点されている。

評価	配点が満点時 5点の場合	配点が満点時 10点の場合	配点が満点時 20点の場合
大変優れている	5	10	20
優れている	4	8	16
十分である	3	6	12
劣る	2	4	8
大変劣る	1	2	4

4 受託候補者の選定について

委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

ただし、全委員の平均得点が60点に満たない場合は、要求水準を満たしていないとして、受託候補者として選定しない。

【選定順位】

- ① 過半数を超える審査員から最高順位を得た者
- ② ①により決しない場合、全審査員の合計得点が最高得点の者
- ③ ②が複数いる場合、審査項目のうち「企画提案の内容」の評価点の合計が最も高い者
- ④ ③が複数いる場合、提案金額の最も安価な者

5 その他留意事項

- ① 選定委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には事務局（企業立地課）に連絡する。
- ② 評価については、提案審査の当日に行うものとする。
- ③ 企画提案書の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにおいては、応募者の提案作成技術又は説明技術によらず、提案内容の優劣について審査する。